

## 議案第10号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年 2月19日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第5条）」を「（第5条・第5条の2）」に改める。

第2章第1節中第5条の次に次の1条を加える。

（障害者更生相談所）

第5条の2 障害者更生相談所は、川崎市川崎区砂子1丁目10番地2に置く。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者更生相談所を移転するため、この条例を制定するものである。